

爲九州御對治御在關之時、渡海御勢之事爲赤間關役可立仕舟、今日於當關被經御評定、任先例被立御定法畢、自今以後、可爲此分之由、儀定訖、則所被殿中日々記、壁書如件、

文明十五年八月一日

〔甲陽軍鑑全集九〕天文十六丁未二月二十四日、板垣淺利兩侍大將に、旗本より原美濃を警固にて村上方へ働略○中 板垣衆六十騎返して勝負をはじめんとするを、敵見取、早々引揚る、板垣衆跡を去たはんとせし處に、原敵味方の間へのりわり、さいはいにて打廻し、如何にも手早に連て戻る、是は美濃五十歳の時也、敵の馬迄此方へ取來、此手柄に因て甲州笹子峠關役所を千貫に積り下さる、なり、

〔織田信長譜〕永祿十二年、勢州國司北畠具教畏信長之威議和、○中 具教家人柘植三郎左衛門受信長之密旨、與木造下總守後號羽柴下總守相謀、弑具教、具教多力殺數十人而死、柘植等即納信長兵、故勢州諸城皆陷、信長誅柘植、以徇焉、停止勢州關役使、信雄居大河内城、

關稅

〔義經記七〕三の口の關とほり給ふ事

夜もすであけたれば、あちの山を出で、ちせんの國へいり給ふ、あちの山の北のこしにわかさへかよふ道有、のらみ山に行みちも有、そこを三の口とぞ申ける、ちせん國のちう人づるがの兵衛、かゝの國の住人井上さゑも、兩人承て、あちの山の關屋をこしらへて、夜三百人ひる二百人の關もりをすへて、せきやのまへにらんぐひを打て、色もまろく、むかばのそりなどしたる者をば、みちをもすぐにやらず、判官殿とてからめおきて、きうもんまてぞひしめきける、○中 扱十よ人の人々、とてもかくてもと、うちふて、せきやをさしてぞおはしける、十町ばかりちかづきて、せいを二手にわけたりけり、はうぐわん殿の御供には、むさし坊、かたをか、いせの三郎、ひたち坊、是をはじめとして七人、今一手には北のかたの御供して、十郎ごんのかみ、ねのを、く